

## 第5章 計画の推進

### 1 計画推進のための環境整備

#### (1) 計画の広報・周知

障害のある人もない人も「共に生きる社会」の実現に向けて策定されたこの計画について、すべての市民の理解が深められるよう、広報やホームページなどにより周知を図るとともに、啓発活動の推進に努めます。

また、福祉サービスを必要としている人や家族などに、この計画や各種サービスの情報を届けるために、相談支援事業所・関係機関・関係団体等とともに情報提供体制の整備を進めます。また、この計画書や「福祉のしおり」、各種パンフレット等について点字版・音声版等を作成し、内容の充実に努めます。

#### (2) 相談支援ネットワークの構築

障害のある人が、身近なところで、福祉制度や障害福祉サービスについての情報を提供され、「自己選択」・「自己決定」によるサービス利用のための支援を受けられるよう、相談支援事業者のさらなる確保と連携の強化、支援のためのスキルアップなどを図ります。

また、障害のある人自身のエンパワメントによる自立と社会参加を支援するため、障害のある人同士や家族同士の交流の場づくりを支援し、障害のある人相互の支援活動（ピア活動、ピアサポート）との協働を図ります。

一方では、守口市障害者自立支援協議会において、地域の相談支援の核となる障害者相談支援事業の運営評価などを行い、障害のある人の視点に立った相談事業が行われるよう取り組みます。

また、全体協議会・運営委員会・各専門部会において、地域の現状と課題について把握し、ともに改善に取り組むことにより、相談支援ネットワークのさらなる構築・推進を図ります。

さらに、障害特性やニーズに応じた支援が行われるよう、必要に応じ専門部会のさらなる立上げと運営を推進します。

#### (3) 障害支援区分に関する認定審査の質的確保

障害支援区分認定を適正に実施するため、認定調査の際には、利用者の意向に基づき、利用者の日常の状態を把握している家族や支援者、関係機関などからも聞き取りを行います。

また、認定審査会委員や認定調査員に対するフォロー研修等により認定審査の質の確保に努めます。

#### (4) サービスの質の向上

障害のある人に適切なサービスが提供されるよう、各事業者・機関などにおいて、必要に応じ「ケア会議」が開催されるよう働きかけます。また保健・福祉・医療・教育など多様なサービスの全体調整を行う「サービス調整会議」の機能を強化することにより、関係機関の連携と地域の支援力量の向上を図ります。

また、障害福祉サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、大阪府が実施するサービス管理責任者などに対する研修について、事業者へ情報提供を行い、受講を働きかけます。

さらに、地域生活支援事業の各サービスについては、本市が委託・補助により実施する事業であることから、利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・調査等を必要に応じて実施し、サービスの質的向上を図ります。

#### (5) 権利擁護の推進

福祉サービスの利用に際して、障害のある人が不利益な扱いを受けた場合の苦情を解決するための機関や仕組みについて、利用者への周知を図り、必要に応じその利用を支援し、障害のある人が、より安心してサービスが利用できるように努めます。

また、知的障害や精神障害などにより、判断能力に不安のある人の財産管理や福祉サービスの利用などが適切に行われ、その権利が擁護されるよう、成年後見制度や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業についての周知と利用支援を図ります。

さらに、障害のある人に良質かつ適切なサービスが提供されるよう、サービス提供事業者に対し、サービスの自己評価の実施や第三者評価の導入を働きかけます。

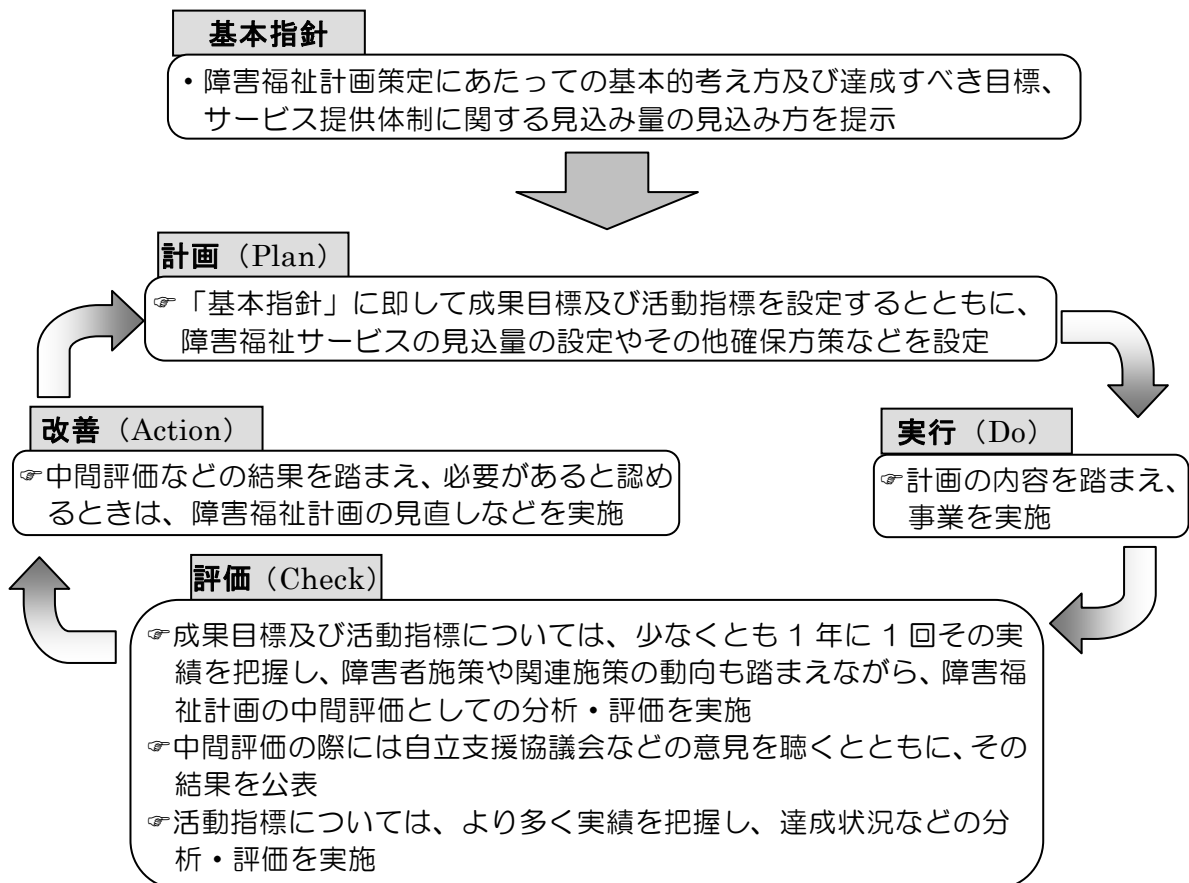
## 2 計画の推進体制

本計画は、上位計画である「第2次守口市地域福祉計画」及び「第2次守口市障害者計画」と一体的に推進し、関係部局、関係機関、関係団体などと連携を図りながら、総合的な計画の推進に努めます。

### (1) 守口市障害者自立支援協議会の活用

守口市障害者自立支援協議会の場を活用し、PDCA サイクルを導入し、年度ごとに計画の推進状況を点検・評価するとともに、本計画に基づく施策の状況と課題について検討し、また必要な見直しを行うことにより計画の推進に取り組んでいきます。

#### 《PDCA サイクルによる点検・評価のイメージ》



### (2) 関係各課・関係機関・関係団体等との連携

この計画を着実かつ効果的に推進していくためには、まず市の職員が、「障害」について理解し、障害のある市民の生活状況への認識を一層深め、この計画の趣旨を十分に理解することが重要です。そこで、庁内研修や関係各課との情報の共有と連携を一層強化していきます。

また、本計画の見込み数値や事業所の指定などについては、大阪府と必要な調整を図り、本計画が円滑に進むよう取り組んでいきます。

「入所施設から地域生活への移行」、「社会的入院の解消」等の目標を実現し、障害のある人が地域で安心して生活できるためには、サービス供給基盤の確保が不可欠です。不足しているサービス資源については、大阪府や他市町村と連携して基盤整備に向けた方策を検討していきます。

合わせて、利用者や事業者の実情を踏まえて、障害福祉サービスの基準・報酬などを改定していくこと、地域生活支援事業については、実績に応じた国庫負担の仕組みに改めることなど、国における制度の見直しを必要とする課題があります。このような障害福祉施策の充実や制度の見直しなどについては、大阪府や府内市町村と協力・連携し、国に対し提言や要望を行っていきます。

さらに、障害のある人の地域での自立生活を実現していくためには、行政による施策（「フォーマルサービス」）と地域での助け合いや家族・友人・ボランティア等との繋がりによる支援（「インフォーマルサービス」）との両方が必要です。

障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、(社福)守口市社会福祉協議会、サービス提供事業者など地域の関係者・関係団体との協力・連携のもと、本計画の着実な推進に取り組みます。

